〈論　　文〉

フランスの年次有給休暇制度の成立過程
――１９３６年夏の「余暇の組織化」政策との関連――

向井　喜典

目次

はじめに
1　法定年次有給休暇制度の創設と労使関係
2　「余暇の組織化」政策と労働者文化革新
3　労働基準改革過程にもつ位置と経営者層
おわりに

はじめに

現代社会政策の展開様式を各国で表象している政策経験の例証を、さかのぼって1930年代の世界経済恐慌期いらいの歴史過程のなかで、労働時間の短縮を法で労働基準保障する社会政策の発達形態が、それと密接に連繋して法定年次有給休暇制度が担う役割を基礎づけてきた動態の諸相に見ることができる。本稿では、その世界史過程の重要な一画期として、1936年６月に、国際労働基準を凌駕する法定年次有給休暇制度の創設が、世界最初の週賃金減額をともなわない週40時間労働制の法的確定と連動して、フランス経済の恐慌局面で実現された過程がもった歴史的位相に注目して、この制度の政府法案を議会に提出した内閣が、年次有給休暇の取得権を法で保障された労働者が生活時間の余暇を

キーワード
ヴァカンス基本法　余暇の組織化　民衆ツーリスム　経営者運動

浪費したり無為に過ごさないように、知識人層の協力をえて労働者文化の革新をめざした「余暇の組織化」政策を、同年夏から多彩に進展させた歴史的役割と関連づけて考察する[1]。そして、そこに、労働者とその家族がゆとりのある生活時間を確保するために必要な「休息と余暇の権利」を労働基準保障する社会政策の法定制度の発達過程を、国際比較する視座からも先駆的な政策経験を見いだしたいと思う。それはまた、この内閣の政府法案が議会を通過した世界最初の週40時間労働法が施行されて、標準労働日8時間で週5日労働制の実施にともなう土曜休日制が、恐慌下のフランスで発足して担った歴史的役割とも重なった世界史に画期的な社会政策経験である。

考察する対象がもつ位置は、1930年代の世界経済恐慌の衝撃が20世紀世界に最大の規模と深度で先進資本主義諸国の経済構造を震撼させて、国際的にファシズムが台頭した第2次世界大戦前夜の歴史的激動状況のなかで、恐慌下のフ

1）広田功「フランス人民戦線の〈文化革命〉の一側面――有給休暇と〈余暇の組織化〉――」、中央大学人文科学研究所編『希望と幻滅の軌跡――反ファシズム文化運動――』、中央大学出版部、1987年、所収が、この問題の日本で最初の本格的な研究成果であり、同著『現代フランスの史的形成――両大戦間期の経済と社会――』、東京大学出版会、1994年、第2部、世界大恐慌期の恐慌政策と管理経済、および、広田明「両大戦間期フランスにおける余暇の組織化――フランス余暇政策史における有給休暇法の意義――」、権上康男、広田明、大森弘喜編『20世紀資本主義の生成――自由と組織化――』、東京大学出版会、1998年、所収などからも援用させていただいた。年次有給休暇制度の創設を促迫した社会運動の性格については、谷川稔「フランス人民戦線の『夢』と『祭』――工場占拠とヴァカンス――」、角山栄ほか編『講座西洋経済史Ⅳ――大恐慌前後――』、同文館、1980年、所収（同著『フランス社会運動史――アサシオンとサンジカリスム――』山川出版社、1983年・再録）がある。お世話になった諸成果に、厚く感謝したいと思う。

近年の欧米諸国の研究成果では、Julian Jackson, Le temps des loisir: popular tourism and mass leisure in the vision of the Popular Front, in Martin S. Alexander and Hellen Graham(eds.), *the French and Spanish Popular Fronts: comparative perspectives*, Cambridge University Press, Cambridge, et.als., 1988などが貴重である。その訳稿に、ジュリアン・ジャクスン稿、岩村等訳「『余暇の時代』――人民戦線の理念のなかでの大衆的旅行と民衆の余暇――」、マーティン・S・アレクザンダー、ヘレン・グラハム編、山口正之監訳、向井喜典、岩村等ほか訳『フランスとスペインの人民戦線――50周年記念全体像比較研究――』、大阪経済法科大学出版部、1994年、所収がある。なお、その所収原書は、フランスとスペインの人民戦線運動の50周年を記念して、1986年4月に欧米諸国から70名を越える研究者がイギリスのサウザンプトン大学に集まって開かれた国際シンポジウムの報告論文集である。

ランスで議会制民主主義の危機をを打開するために人民戦線運動を進めた諸政党の連合が、1936年春の下院総選挙で反人民戦線派の議席数を凌駕して、議会第1党となったフランス社会党の党首レオン・ブルム Léon Blum を首相とする人民戦線内閣（以下、人民戦線ブルム内閣と呼ぶ）が、1936年6月4日に成立していた時期にさかのぼる。フランスの人民戦線運動は、恐慌下の隣国ドイツで政権を掌握したナチスがヨーロッパの国際関係を侵犯する脅威に触発されて、第三共和制フランスの議会政治に右翼諸リーグが挑戦した反議会制暴動を制圧して、恐慌下で混迷していた議会共和制の伝統に底流する民主主義的自由の理念を再生させるために、フランス経済の恐慌局面で労働組合運動の長年にわたる分裂に制約されて鬱積していた労働者の生活防衛の諸要求を結集して、広範な中産階級の諸要求と社会的に連帯する多数派形成の課題をめざして、首都パリを中心に恐慌下で高揚した。この運動は、フランス共産党が、国内外からのファシズムの脅威に対抗して、議会制民主主義を擁護する多数者の社会的連帯をめざした画期的な戦術転換によって恐慌下で主導して、同党とフランス社会党の統一行動に、フランスの社会構成のなかで大きな割合をもっていた農民層と都市中間層を主要な支持基盤として第三共和制フランスの議会政治を伝統的に代表してきた急進社会党（以下、急進党と略す）も、やがて参加して、ファシズムの脅威と世界戦争の切迫に反対する知識人層の社会意識の覚醒過程に支えられて進展した[2)]。

人民戦線ブルム内閣がその過程で成立して担った政策課題は、下院総選挙後の5月中旬から首都パリ周辺の新鋭重工業地帯で労働者の「工場占拠」をともなって続発したストライキが、6月に入って全国各産業部門の多くへ一挙に急拡大して、従来は労働争議の経験もなかった極めて多数の未組織労働者を組織した労使関係に内在する矛盾の社会的爆発状況のなかで迎えられた。この内閣の成立後最初の画期的な政策経験は、その未曾有な大ストライキによって全国各地へ波及する社会的緊張状況を鎮静させる課題を先決要件とした首相ブルムが、社会政策の展開様式の画期的な諸改革と経済回復構想の実現を同時達成する課題をめざして、6月7日午後に労使双方の各全国中央組織の代表団を首相官邸オテル・ド・マティニヨンへ招いて開いたストライキ収拾会談で、同日深

夜に調印された「マティニヨン協定 」L'Accord　Matignon と呼ばれる労使協定の締結が担った役割であり、そして、それに続いて、世界最初の週賃金減額をともなわない週40時間労働制の法的確定をはじめとする社会政策の画期的な制度改革をめざす政府法案が、本稿で対象とする法定年次有給休暇制度の創設も含めて、議会を相次いで通過した過程に見ることができる[3]。

従来久しく労働基準の保障と労使関係の規制をめざす法定諸制度の発達過程が相対的に停滞していたフランスの社会政策の展開様式の歴史的性格が、この画期的な制度改革の相次ぐ実現過程によって一挙に転換した。社会政策の国際的な動態から見ると、この時期は、国際連盟の加盟各国が政府代表者と労使双方の各代表者とで国際労働基準を協議決定する国際機関である国際労働機関ＩＬＯで、1935年の第19回総会で法定週40時間労働制の導入に関する第47号条約が、翌36年の第20回総会で法定年次有給休暇制度の導入に関する第52号条約が採択された時期でもあった。その新しい国際労働基準を凌駕してフランス経済の恐慌局面で相次いで実現された制度改革が、同年６月20日に公布された年次有給休暇法 Lois du 20 juin 1936 instituant un congé annuel payé dans l'industriels, le commerre, les professions liberales, les services domestiques et l'agriculure によ

2）Julian Jackson, *The Popular Front in France : defending democracy, 1934-38*, Cambridge University Press, Cambridge, et., als., 1988 が近年の欧米諸国でフランスの人民戦線運動の社会的高揚と衰退の諸過程をめぐって多産な歴史研究の動向を代表する名著として、日本でも関連分野の研究者に周知されている。その訳書に、ジュリアン・ジャクスン著、訳者代表・向井喜典『フランス人民戦線史――民主主義の擁護、1934－38年――』昭和堂、1992年がある。さらに、アメリカ合衆国のデューク大学の名誉教授で国際的に著名な碩学であるジョエル・コルトン博士が、前掲した1986年４月のイギリスのサウザンプトン大学での国際シンポジウムで報告された論文、Joel Colton, 'Formation of French Popular Front, 1934-36', in Martin S. Alexander and Helen Graham （eds.）, *The French and Spanish popular front : comparative perspectives,* op.cit., 1988年が貴重である。その訳稿に、ジョエル・コルトン稿、向井喜典訳「フランス人民戦線の成立過程――1934－36年」、前掲訳書、所収がある。関連して、拙稿「大恐慌期のフランス人民戦線運動の形成過程――その経済回復構想の位置と性格――」、大阪経済法科大学経済研究所『経済学研究』第17号、2000年、所収でも考察している。

3）拙稿「大恐慌期のフランス社会政策の改革と障害――人民戦線ブルム内閣の政策経験――」、大阪経済法科大学『経済学論集』第23巻２号、故振津純雄教授追悼号、2000年、所収で、その諸過程について考察した。

る年次有給休暇制度の創設と、続いて6月22日に公布された世界最初の週40時間労働法 Loi du 22 juin 1936 instituant le semaine de quarante heures dans les establishments industriels et commerciaux fixant la duree du travail dans les mines sauterraines.の制定であり、団体協約の効力を同一業種または同一地域の 労使双方に拡張させる一般的拘束力の規定を導入して、協約の必要記載事項に基づいて全国一律の最低賃金制の成立を期待した6月24日に公布された団体協約法の改定 Loi 24 juin 1936 modifiant et completant le chpitre Ⅳ bis du titre Ⅱ du livre 1 er du Code du travail:《De la convention collective de travail》である。

議会の保守派の牙城と呼ばれていた上院でも、第三共和制フランスの議会史に前例がない速さで、それらの政府法案が相次いで可決されたのであり、この画期的な社会政策改革法案が議会で審議されていた過程で、6月11日に下院の特別委員会で政府提案理由の説明者であるアンドレ・フィリップ André Phillip が、週40時間労働法案の社会的目的を、「年次有給休暇法案と共通して、産業の機械化と専門化にともなって労働の喜びが次第に困難になっている現状に対処して、人格を実現するために余暇を拡大する[4]」と、労働過程で疎外されている労働者の「人格を実現する」ための人間尊重の見地から提言していることに、注目されよう。そして、同法案の経済的目的を、この見地から、週労働時間の短縮を法定して定量の総労働量をより多くの労働者に再配分して、雇用機会の拡大と失業者の雇用を可能にさせるとともに、それが週賃金減額をともなわないことによって、賃金総額の増加を国内市場の活性化にむけて必要な「購買力」として役立てると説明している[5]。それは、首相ブルムが、6月6日午後に下院で、「フランス経済を生き返らせ、失業者を雇用して、消費可能な所得を増大させ、自己の労働によって真の富を創造するすべての人たちに、いくばくかの福祉と安全を提供する」[6]と言明した施政方針と照応していて、そこ

4）André Phillip, *Journal Officiel de la République française, Débats parlementaires*, 12/6/1936.

5）A. Phllip, *op.cit.*

6）Léon Blum, *L'Oeuvre du Léon Blum (1934-1937)*, Presse Universite Française,　Paris, p.303.

に、人間の尊厳を回復させるための社会改革の政策展開と、経済回復構想の実現との、同時達成をめざした人民戦線ブルム内閣の恐慌脱出志向が当面した労働基準改革の政策課題を見ることができる。

社会政策改革の法定諸制度のこの画期的な改革に続いて、7月末の議会の夏期休会までの73日間に133の政府法案が議会を通過して[7]、その過程をフランスの人民戦線運動の歴史の研究史の古典のなかで「法による革命[8]」と書かれている。なかでも特徴的な政策経験を、別稿で書いたように、恐慌下で惨落していた小麦など農産物の価格を引上げて、農民の所得を国内市場の活性化にむけて必要な「購買力」として増加させるために、同年8月15日に公布された全国小麦公団創設法の制定や、フランス経済を支配する「200家族」と呼ばれていたフランス銀行の大株主から信用機構を解放するための政府法案が上院で妨害されて、フランス銀行の管理機構の改組などにとどまった7月24日のフランス銀行改組法の制定などに、見ることができる[9]。右翼諸リーグ4団体に対する解散令も6月18日に発令された。6月末には全国的な大ストライキもほとんど収拾されていて、こうした「法による革命」と呼ばれる政治社会状況から、知識人層の文化を民衆のなかに浸透させて民衆の日常生活に根ざした文化の創造へ発展させようとする首相ブルムの政策目標を達成するために、人民戦線ブルム内閣の首相が主導した「余暇の組織化」政策が展開した。

首相ブルムは、組閣に当たって「余暇の組織化」政策を担当する主務官庁として「スポーツ・余暇庁」を保険省のなかに新設して、36歳で弁護士出身のフランス社会党下院議員レオ・ラグランジュ Léo Lagrange を担当国務次官に任命していた。同年7月23日には、ラグランジュの発案に基づいて、余暇問題に関する資料の蒐集と行政活動を担当する政府の各省の代表者と主要な労働組合

7）人民戦線ブルム内閣の成立にはじまるこの時期の議会立法活動については、国際的に評価が高い計量政治史の名著に、Paul Warwick, *The French Popular Front: A Legislative Analysis,* The University of Chicago Press, 1977がある。p.28による。その訳書、ポール・ウォリック著、山口正之監訳、向井喜典・岩村等ほか訳『フランス人民戦線と議会――立法過程の計量分析――』、大阪経済法科大学出版部、1995年、参照。

8）Georges Lefranc, *Histoire du Front Populaire,* Payot, Paris 1965, p.158.

9）前掲拙稿「大恐慌期フランス社会政策の改革と障害」、参照。

と文化団体の代表者とで構成される「省間余暇委員会」と、スポーツの施設整備と組織化を県レベルで推進する県評議会の全国組織として「スポーツ高等評議会」が設置された。同年夏には、多数の青年が自転車で農村や海岸地帯や山岳地帯へ旅をした。ラグランジュは、労働者とその家族に対して鉄道運賃を40%割引する「ラグランジュ切符」と呼ばれた人民有給休暇切符も発行して、従来は兵役の時以外には遠距離旅行の経験がなかった労働者とその家族の多くが、南フランスのコート・ダジュールなどの風光明媚な海岸地帯やアルプスなどの山岳地帯の、従来は富裕な階層によって排他的に利用されていた保養地で、年次有給休暇法によって連続休暇の社会権を保障された遠距離宿泊旅行を割安の料金で満喫した。さらに、映画や演劇の多彩な活動や労働者教育施設の拡充なども含めて、それらの諸活動の展開過程を、同年6月に経験され全国的な大ストライキが労使関係に内在した矛盾の「社会的爆発」と呼ばれる状況認識とならべて、フランスの政治社会史にとって画期的な民衆生活の「文化的爆発」であったと呼ばれている。

フランスの人民戦線運動の社会的高揚過程がもった歴史的位相は、それが狭い意味の政治現象であるだけでなく、1930年代のフランスの「高度に区分された社会」のなかで、人間の活動のすべての領域にわたる障壁を破砕しようとして、多数者が人間の尊厳を実現するために社会的に連帯した「政治的・社会的・文化的な爆発」であったと、フランスの人民戦線運動の歴史的諸経験をめぐって近年の欧米諸国で多産な研究動向を代表する名著として、日本でも関連分野の研究者に周知な通史的研究の成果に書かれている[10)]。その人間の尊厳を擁護する反ファシズム議会制民主主義擁護の政策理念の集中的な表現を、本稿では、1936年6月20日の法定年次有給休暇制度の創設が担った役割と、人民戦線ブルム内閣の「余暇の組織化」政策が労働者文化の革新をめざした諸相との相互の関連に見いだしたいと思う。そして、そのためには、考察する主題がもった歴史的位相を、世界経済恐慌の衝撃による恐慌下のフランスの労使関係の動態のなかに位置づけて明確に歴史認識することが必要であろう。

10）Julian Jackson, *The Popular Front in France : defending democracy,1934-38*,op. cit., p.283.前掲訳書、290ページ、参照。

1　法定年次有給休暇制度の創設と労使関係

1936年6月20日にフランス経済の恐慌局面で法定された年次有給休暇制度が担う役割は、年次有給休暇法の第1条で、「工業、商業、自由業もしくは協同組合会社に雇用される、すべての労働者、職員、もしくは徒弟、ならびに手工業の作業場に勤務するすべての職員、ないし徒弟は、事業所における1年間の継続勤務後に、少なくとも12就業日を含む最低15日間の年次連続有給休暇の権利を有する」(『労働法典』第Ⅱ編第54条f)と規定されている。同法の制定が担った役割は、それに続いて同年6月22日に公布された週40時間労働法が世界最初の週賃金減額をともなわない週40時間労働制の導入を法定した役割と連動して、週労働時間の短縮にともなう時間当たり賃金額の増加を法で労働基準保障された労働者に、同一事業所で1年間以上の勤続年数を条件として、年次最低15日間の連続休暇(ヴァカンス)の取得権を恐慌下で有給で保障した「休息と余暇の権利」の社会政策の世界史過程に画期的な労働基準保障である。

フランスのすべての労働者(ただし、農業労働者とその職員および家内就業者については、同法第1条と第2条が定める別途の規定による)に、この普遍的な「休息と余暇の権利」を最低限保障する政府法案が、「マティニヨン協定」後の6月9日午前に下院に提出されてから僅か11日間で上院でもほとんど無修正で6月17日に議会を通過した。その採決の投票結果は、下院で賛成563票対反対票1票、上院で賛成295票対反対2票であった[11]。この法定年次有給休暇制度の創設によって生活時間の拡大を保障された労働者とその家族が、生活時間の余暇を自由で人間らしい自己選択に基づいて社会生活の共同性を実現できるように、労働者文化の革新をめざして人民戦線ブルム内閣が知識人層の協力をえて実現したのが、フランス労使関係の歴史にとってはじめての画期的な政策経験となった「余暇の時代[12]」の到来である。

11) P. Warwick, *op. cit.*, p.73.前掲訳書、83ページ。

12) J. Jackson, 'Le temps des loisir', in M. S. Alexander and H. Graham (eds.), *op.cit.*, p.283 et als.,前掲訳書304ページなど参照。

フランスの社会政策の展開様式の歴史過程のなかで、労働者の「休息と余暇の権利」の保障が課題となった過程は、第１次世界大戦後の1919年４月23日に８時間労働法が制定されて土曜半休制が普及しはじめた時期にさかのぼる。同年９月に労働組合全国中央組織である Confédération Générale du Travail - C.G.T.の「余暇利用問題検討委員会」が発表した報告書が、「８時間労働が労働者にかれらの生活様式を全面的に変革することを考えさせる」ことに照応して、「余暇時間が労働者の道義的・芸術的教養の完成と身体を改善」させる方向で利用されるように、労働組合会館 の設立や図書室、集会室の設置などを労働組合が援助することを 提案している[13]。同年４月のフランス社会党臨時大会でも、社会主義は「物質的満足を与えることだけを目的とすべきでなく、文化・芸術を享受する権利」を与えることが重要な課題であると、フランスで第一級の文芸評論家でスポーツ愛好者で後に党首となったレオン・ブルムが、ＩＬＯの初代事務局長でフランスで最初に余暇問題に取り組んだ社会主義者であるアルベール・トマ Albert Thomas の 考え方に共鳴して報告している[14]。８時間労働法の社会的効果を疑問視する否定的な評価が少なくなく、一つの工場で８時間働いた後に続いて別の工場で２時間、３時間、時には４時間も働く労働者が多かった状況のなかで、1925年８月にＣＧＴパリ大会で年次有給休暇の要求が正式に掲げられていらい、「議事日程の中に有給休暇の要求を組入れない労働者の大会は存在しない[15]」という状況が出現した、といわれている。

年次有給休暇法の制定にむけて重要な画期となった動態は、1925年に「左翼カルテル」の政党連合に支えられて成立したパーンルヴェ内閣の労働大臣で急進党のデュラフール Antoine Durafour が、同年７月11日に下院に有給休暇法案を提出した政策からはじまった。その法案は、農業労働者を含む全被用者に対して、勤続６ヵ月間以上で最低４就業日（休日と祭日以外の出勤日）、１年間以上で８就業日、２年間以上で15就業日の年次連続休暇の法定を基本的な内

13）J.Beaudemoulin, *Enquéte sur les loisirs de l'ouvrier français,* Paris 1924, pp.145-146.

14）G. Lefranc, *Juin 1936 :《l'explosion sociale》du front populaire,* Paris, Julliard 1966, p.305.

15）Raoul.Bonnet, *Les vacances ouvrières*, Paris, 1927, p.26.

容とするもので、その提案理由は、すでに公務員や多くの職員に普及している有給休暇の慣行を、全被用者に適用すべきであるという労働の「正義」の見地に基づいていて、第1次世界大戦で大量に殺戮された労働者の不足を補って労働生産性を向上させるために、有給休暇の慣行を全被用者を対象として法的義務づけを強制する制度へ発展させるべきであろうという「国民的利益」の見地を優先させていた[16]。この法案は議会で否決されて、1926年11月、28年6月、31年3月と政府法案が相次いで議会に提出されたが、1931年7月に下院を通過して翌32年1月に上院に提出された政府法案も、各地の商業会議所と雇主団体からの反対が強く、上院労働委員会で経済恐慌が深刻化する状況と両立しえないとして葬り去られていた。こうした状況に決定的な転換の契機を与えたのが、人民戦線ブルム内閣の成立を迎えて1936年6月に全国的規模で広がった労働者の「工場占拠」をともなう未曾有な大ストライキによる社会的衝撃である。

6月4日夜に大統領アルベール・ルブラン Albert Lebrun に閣僚名簿を提出した首相ブルムは、翌5日の12時半から3回にわたってラジオ放送して、「あらゆる混乱は人民戦線の敵の黒い計画に手を貸すことになろう」とストライキ労働者に呼びかけて、週40時間労働制と年次有給休暇制度の創設と団体協約制度の改定の政府法案を、明6日から開かれる新しい議会に提出すると約束した。そして、同日夜に雇主団体の代表者と会見した席で、年次有給休暇制度と週40時間労働制の政府法案を議会に提出することを通告して、6日午後に下院で圧倒的多数の信任をえた施政方針を表明した席で、年次有給休暇法案と週40時間労働法案と団体協約法案を議会がただちに可決するように要請している。首相ブルムが施政方針演説で政策規範とした人民戦線運動の共同綱領である「人民連合綱領」には、週40時間労働制の要求も40時間という数値を削除して、「週賃金減額をともなわない週労働時間の短縮」という表現にとどめられていて、年次有給休暇制度の要求を記載されていなかったが、首相ブルムの政策判断は、労働組合運動のなかで強まっていた年次有給休暇制度の要求と、フランスの社会主義思想のなかで広がった余暇の思想の発展を反映していた。その過程で、労働大臣の諮問機関である「労働高等評議会」Conseil supérieur du Travail が有

16) R.Bonnet, *op.cit.*, pp.61-75.

給休暇問題を検討して、1935年11月に、雇主団体の代表者が反対して棄権した状況のなかで、全被用者と職員に年次有給休暇の権利を法定するように声明していることにも、注目されよう[17]。国際的には、1933年末からＩＬＯが有給休暇問題の調査を開始していて、さきに書いたように、36年６月の第20回総会で年次有給休暇制度を導入する条約案が採択された時期でもあった。

人民戦線ブルム内閣の成立後ほどなく６月20日に公布された年次有給休暇法の施行過程は、そうした1920年代後半期からの労働組合運動の要求と余暇の思想の発達過程と政府の立法行動の諸経過を総括して、その「新しい段階」の到来を告知するものとして発足した。政府法案が議会に提出される過程に先立って、同年６月７日に下院で保守派の議員までが、「勤労者の年次休暇は自然権である。経営者層が一致してもっと早くこれを理解しなかったことは、一つの誤りであるだけでなく、一つの罪悪である[18]」と発言していることに、注目されよう。政府法案が下院に提出されてから僅か11日間という第三共和制フランスの議会史に前例がない速さで議会を通過した年次有給休暇法は、工業、商業、自由業、家内就業、農業で勤続一年間以上の全労働者に対して、業種、職種、性別、年令、国籍の差別なく年間最低15日間の連続休暇（ヴァカンス）を有給で保障する法であった。そして、「より長期間の有給休暇を保障する慣行や団体協約の規定を侵害するものではない」と法定して、その適用を後続するデクレ（政令）に委ねた法であり、「ヴァカンス基本法」と呼ばれている。

1936年８月初旬から39年２月にかけて一連のデクレが制定されて、フランスの年次有給休暇制度が完成した。法の適用は、同一事業所で１年間以上の継続勤務を達成した安定業種に適用される一般制度と、そうした雇用条件をもたない不安定業種に適用される平衡基金による制度と、農業、家内就業、船員に適用される特別制度との三本立ての制度から成っていた。一般制度では、15日間（ただし、勤続６ヵ月の労働者に対しては１週間）の年次有給休暇の取得と授与を労使双方の義務として法定して、休暇は連続取得を原則とし、当該年度のヴァカンス期間内に完全消化しなければならないことが法定された。平衡基金

17）Cazier, *Les congés payés,* Paris, 1937, p.3.

18）*Journal Officiel, Débats Parlementaires,* 7/6/1936.

による制度では、この基金へ雇主が分担金を納入して各被用者に休暇手当てを支給することが定められた。特別制度では、農業で同一事業所で６ヵ月または１年間の継続勤務を達成した被用者に対して、勤続１ヵ月間について１就業日の休暇権が認められた。年次有給休暇法に規定がなかった船員に対しても、38年12月６日のデクレで制度が完備された。こうして、フランスのすべての労働者に対して年次有給休暇の取得権を労働基準として普遍的に最低限保障した世界史に画期的な法定制度である。

年次有給休暇法が施行されるまでは有給休暇の慣行を受益していた労働者数が極めて少なかったが、土曜休日制を実現させた週40時間労働法の施行と併せて、本格的な余暇の問題が圧倒的大多数の労働者にとって突然に提起されたのである。従来は12歳で学校を卒業して、生涯を通して生産中心・労働本位の生活以外には展望を持ちえなかった平均的な労働者の日常生活過程にとって、予想もつかなかった週末や夏のヴァカンスという新しい生活世界が到来した。伝統的な生活習慣とは異なった有給休暇の制度を受容することに大多数の労働者は当惑していた、といわれている[19)]。ヴァカンスの初日には、いつもと同じ時間に起床して、２週間後に休暇中の賃金を本当に支払われるかどうかを心配していた労働者が多かった、と証言されている[20)]。有給休暇期間を日曜大工、魚釣り、家庭菜園で余暇利用する状況が広がっていて、「基本的に最初の頃の有給休暇は自宅でとられた」、という記録もある[21)]。反人民戦線派からは、余暇の増大は労働者を酒場に向かわせて、アルコーリスムを蔓延させるに過ぎないと批判されて、スポーツ・余暇庁に対して「怠惰省」Ministere de la Paresseという非難を浴びせられていた。こうした状況のなかで、労働者が生活時間の余暇を浪費したり無為に過ごさないように、個人の選択の自由を最大限に尊重して、商業的余暇企業よりも民間の非営利余暇団体の自治と主体性を保障する方向で、民衆を信頼して自由な余暇時間を活用する道をめざしたのが、スポー

19）Jacques Kergoat, *La France du Front Populaire,* Paris, 1986, p.338.

20）Bénigno Cacérés, *Allons au -devant la vie, la naissance du temps dudes loisirs en 1936,* Paris, 1981, p.28.

21）Jean Viard, *Penser les vacances.* Arles, 1984, p.17.

ツ・余暇庁を新設した人民戦線ブルム内閣の「余暇の組織化」政策である。

2　「余暇の組織化」政策と労働者文化革新

「余暇の組織化」政策の担当国務次官に任命されたレオ・ラグランジュは、「その個人的活動がフランス人の大多数の生活をこのように変革することに寄与した大臣を、フランスの歴史のなかに見いだされない[22]」と、歴史家に評価されている。彼の関心の焦点は余暇問題よりもむしろナチスに対抗する国防問題にむけられていて、「余暇の組織化」l'organisation des loisirs の推進では首相ブルムの文化的構想を具体的に実現するための「組織者でコーディネ ーター」であった、といわれている[23]。人民戦線ブルム内閣が成立する過程で、彼の活動は「教育者同盟」Ligue de l'Enseignrment の協力をえて、５月末には、アンドレ・マルロー、ジャン・プレボー、ジャン＝リシャール・ブロックらパリ在住の多数の知識人が彼のアパートに集まって彼の活動に協力した[24]。

担当国務次官に就任した直後にイギリスのジャーナリストとのインタビューのなかで、ラグランジュは青年層の余暇利用の課題に関連して「余暇の組織化」政策の指導理念を次のように語っている。「喜びほど自然発生的なものはない。それが人為的につくられ強制されるとき、若者の個性が自由に噴出するのではなく政府によって確定された型をまとわねばならないとき、喜びは存在しない。画一性は人間の自由と尊厳に反するものではないのか？それゆえに、私は管理された余暇の政策に反対である。大衆があらゆる種類の余暇を自由に享受することができ、各人が自分のためにそれらを選ぶようにしなければならない。若者に対してただ一つの途だけを描くのでなく、すべての途を開いておかなければ

22）Henri Noguères, *La vie quotidieme au temps du Front Populaire,* 1977, Paris, p.157.

23）Pascal Ory, La politique culturelle du premier gouvernment Blum, *La Nouvelle Revue Socialiste 1975,* No, 10-11, p.77.

24）J.-L. Chappat, *Les chemins de l'espoir ou combats de Léo Lagrange,* Lievin, 1983, pp. 160-161.

ならない[25]」、と。

ラグランジュの演説のなかでたえず繰り返されたのが、「喜び」、「尊厳」、「若者」、「幸福」、「健康」という言葉である。彼は「フランスの青年のさまざまな集団を統合」させて、「彼らのさまざまな体験の成果を自由に交流する」場を創造することをめざしていて、「幸福」という言葉は、同年５～６月の「工場占拠」ストライキの参加者たちの喜びの理念とも共通していた。この大ストライキは、恐慌下で鬱積していた労働者の不満と要求が人民戦線ブルム内閣の成立に呼応して社会的に爆発した労働からの「集団的逃避」であり、長年にわたって労働過程で疎外されている労働者が人間らしい喜びを回復するための「ストライキの饗宴[26]」でもあった、と呼ばれている。ラグランジュが青年層の余暇の問題を重視したのは、イタリア・ファシズムの「全国余暇事業団[27]」とドイツ・ナチズムの「歓喜力行団[28]」が、既存の余暇団体を強制的に廃止するか国家機関に編成替えして、個人の自由を圧殺し、余暇を国家の一元的な管理・統制のもとにおいて、国家の神格化と指導者独裁を進めたファシズム的な余暇管理に対抗して、青年層にに自由と民主主義のなかで生きる喜びを与えることの重要性を痛感していたからであった。そして、伝統的な生活慣行から脱却しやすい青年層に訴えることによって、フランス人全体の思考様式と生活スタイルを長期的に変革することができると考えていたからでもある。

スポーツ・余暇庁が担う課題と役割を、ラグランジュは次のように説明している。「余暇の組織化は一つの野心的な言葉であり、この言葉のなかに何を記入しようと考えでいるかを明確にすることが適切である。民主主義国家におい

25）G.Lefranc, *op. cit.*, p.311.

26）Antoine Prost, Les grêves de 1936, essai d'interprétation, dans Pierre Renouvin et René Rémond (dirs.), *Léon Blum : chef de gouvernement 1936-1937,* Presses de la Fondation Nationale des Sciences Politiques, Paris, 1981, pp. 69-87.

27）Victoria de Grazia, *The Culture of Consent. Mass Organization of Leisure in Fascist Italy,* Cambridge, 1981 豊下・高橋・後・森川訳『柔らかいファシズム――イタリア・ファシズムと余暇の組織化』有閑、1989、参照。

28）Jean-Victor Parant, *L'emploi des congés payés en France et à l'étranger,* Toulouse, 1939, pp.103-110.

ては人民大衆の娯楽や楽しみを軍国主義に利用したり、日常的に与えられる喜びを思考放棄の手段に変えることが、問題ではありえない。社会進歩と、労働者の状態に最近加えられた根本的な改革とは、フランスにおいて全面的に余暇の組織化の問題を提起している。スポーツ余暇 loisirs sportifs、旅行余暇 loisirs touristique、文化余暇 loisirs culturels という三つの事業が、尊厳の獲得と幸福の追求という同一の社会的欲求の三つの相互補完的な側面を形成する。スポーツも、旅行も、文化も、我々の現代文明において決して新しい楽しみではない。しかし、それらは若干の例外を除けば、いまなお一つの社会階級の特権となっていて、時にはその優位の最も印象的な側面を形成している。必要な社会改革を実現することによって民衆の余暇を創出するとき、人民民主主義の体制は、同時に、これらの余暇を組織化しなければならない。すなわち、人民大衆に対してスポーツと旅行を行なう手段を与えなければならない[29]」、と。

労働組合の余暇活動をはじめとして、民衆の余暇と文化に関心を持つ各種の民間団体とその活動家の自治的で主体的な役割を最大限に活用して、国家の役割を「方向づけ」と振興に限定することが、ラグランジュのファシズムに対抗して人間の尊厳を擁護する余暇政策の構想であった。ラグランジュの発案に基づいて、余暇問題に関する資料の収集と行政活動の調整を目的としてね７月23日に設置された「省間余暇委員会」Comité Interminist ériel des Loisirs には、各省の代表者とならんで労働組合や文化団体の代表者が参加した。スポーツの施設整備と振興を目的とする各県の評議会の全国機関として、同日に設置された「スポーツ高等評議会」Conseil Supérieur des Sports にも、身体訓練と屋外スポーツ活動に携わる専門家団体の代表者が参加した。さらに、民間団体による旅行と観光の組織化を支援するために、「民衆ツーリスム委員会」Commission du tourisme Populaire も翌年１月17日に設置されている。しかし、常に民衆と接触を求めていたスポーツ・余暇庁の設備と資金は極めて乏しく、36年度の独自な予算は議会の保守派の牙城といわれていた上院財政委員会で承認されないで、椅子もテーブルも紙もタイプライターも備えられていない小さなアパートの一室で活動を開始せざるをえなかった。その活動を支えたのが、ラグランジュと

29）B.Cacérés, *op.cit.*,p.24.

その協力者の情熱と献身的な努力であった。なかでも最も印象深く展開した多彩な活動が、ランジュバンが「旅行余暇」の組織化として主導した「民衆ツーリスム」の進展である。

多数の青年が従来は通勤に使用していた自転車を同年夏には余暇の手段として利用して、自然を求めて旅をして、それを普及させるためにラグランジュが支援したユース・ホステルの軒数がスポーツ・余暇庁の設置後に著しく急増している。ユース・ホステルは安価な宿泊施設としての役割を期待されただけでなく、鉱夫、職工、煉瓦職人、事務員、農民、教員などが自由にお互いの経験を交流する共同生活の場として、彼らの間で精神的な連帯を養成する場となることを期待されていた。当時のユース・ホステル運動の雑誌『クリ・デ・ゾーベルジュ』*Cri des Auberge* によれば、それぞれのホステルは「若い知識人と労働者と農民を結合する若者の真実の小共和国」でなければならなかった。街と工場の不健康な環境から田舎へ脱出することが称賛されて、運動の普及は「共同生活の一様式に道を開きツーリスムの新しい考え方に道を開いた[30]」と、いわれている。当時、青年であった人々の間で、ユース・ホステルでの生活が、いまでも人民戦線ブルム内閣の時期の最も印象深い思い出の一つとなっていることも、それが今日に伝える意味深い経験として、念頭におく必要があろう。

スポーツ・余暇庁は、年次有給休暇の取得権を法で保障された労働者の遠距離旅行を安易にさせるために、種々の鉄道運賃割引制度も創出した。ラグランジュは、鉄道国有化の脅しをかけて、別名をラグランジュ切符 Billet Lagrange と呼ばれ労働者とその家族に対して鉄道運賃を40%割引する人民有給休暇切符 Billet populaire de congésannuels の制度を実現した。そして、グループ旅行に対しては50%、団体旅行列車に乗れば60%の割引運賃も認められて、「人民戦線の娯楽列車」Train de plaisir du Front Populaire が、パリ＝ニース間、パリ＝ツールーズ間を運行した。こうした制度改革によって、労働者とその家族の多くが、従来は富裕な階層が排他的に利用していたコート・ダジュールなどの風光明媚な海岸地帯やアルプスなどの山岳地帯の保養地へ旅をして、同年冬のクリスマス休暇にも「民衆切符」の適用が延長されてスキー場へ特別列車が運行した。

30）J,Jackson, *op.cit.*, p.145.前掲訳書153ページ。

スポーツ・余暇庁が実現した「民衆切符」の利用者数は、36年度に56万人、37年度には90万人となっている。当時のある調査報告書には、４人家族の標準労働者家計にとって有給休暇を利用して家族で遠距離旅行をすることは一般的には不可能であった、と記録されている[31]。そうした家計費負担の制約と経験不足による労働者の遠距離長期旅行の困難さを打開しようとして、CGT も、労働者とその家族のために安価な団体旅行計画を作成して、ヴァカンス資金の貸し付け制度を開設した。

「民衆ツーリスム」は、娯楽であるだけでなく、青年層にとってフランスの歴史の発見でもあった。ラグランジュは青年層のグループのために週末のパリ訪問を組織して、彼らはパリの記念建造物へ案内つきで旅行した。それに照応して、ＣＧＴ労働者教育センター Centre confédéral d'education ouvriére が、労働者や農民の訪問者に首都周辺をボランティアで案内するＣＧＴガイドに基本的な情報を与えるために、パリの歴史と建築物と地理についての講座を設けている。36年以前には兵役期間以外に郷里以外の地域を訪ねたことがなかった一人の地方郵便局員が、人民戦線のおかげで「地図や映画でしか知らなかった我々の国フランスを遂に知ることができた」と書いた手紙が、ＣＧＴの機関誌に掲載されている[32]。こうして、「民衆ツーリスム」の振興と進展は、旅行とスポーツとフランスの歴史を巧みに融合する役割を担ったのでもある。

「スポーツ余暇」の組織化でも、ラグランジュは、「チャンピオンの育成だけを目的とした見世物スポーツ」という当時の支配的なスポーツ観に対抗して、「スポーツの実践に対して広範な人民大衆の参加を獲得する」ために、国民大衆、とくに、青年層の身体状況を改善するための「浄化スポーツ」sport d' assainissement という考え方を表明した。そして、「実践の対象としてのスポーツ」への転換をめざす新しいスポーツ観を提唱した。さらに、「豪華なスタディアム」を作るスポーツの商業化を排除して、「学校が存在する所ではどこでも」青年が運動できるスポーツ施設を拡充することを原則としていて、1936年には253の施設が新設されている。その過程で、スポーツの指導と振興のため

31）J.-V. Parant, *Le problème du tourisme populaire,* Paris, pp.164-179.

32）*Syndicats,* 10, avril, 1937. J, Jackson, ibid., p.149, 前掲訳書154ページによる。

に、全国レベルで「スポーツ高等評議会」が創設され、各県でも県評議会が創設されて、指導者の不足を解消するために、「高等体育師範学校」Ecole nationale supérieure de l'Education physique や「国立スポーツ研究所」Institut national des sports に代表される教育・研究機関を新設するとともに、児童の心身の不均衡と健康の悪化を是正するために、文部大臣ジャン・ゼイと協力して、小学校に週１時間の体育授業と半日の屋外授業を試験的に導入した[33]。ラグランジュは、さらに、エリート主義と競争心に支配されていたスポーツの現状を批判して、大衆の健康と身体の発達に寄与するスポーツを普及するために、民衆レベルで「完全かつ普遍的な運動家」を養成する課題に努力して、それを奨励して表彰するために、37年３月１日のデクレで「民衆スポーツ認定証」Brevet sportif populaire を創設して、とくに、青年層の間で熱狂的に歓迎されている[34]ことにも、注目されよう。

「文化余暇」の組織化でも、ラグランジュの努力とスポーツ・余暇庁の活動は、「スポーツ余暇」の組織化と「旅行余暇」の組織化の政策に支えられた「民衆ツーリスム」の多彩な進展にくらべて困難であったが、演劇、映画、音楽、シャンソンを民衆の日常生活過程に導入して普及し革新する役割を担うとともに、労働者教育の発達と地域社会で図書館の業務が担う役割の発展も促進した。ラグランジュは、「長年にわたって演劇を奪われてきた新しい観衆を劇場に導いて、…かつて芸術家と人民大衆の思想・感情の一致をもたらしていた古い伝統を復活させることが課題である[35]」と考えていて、文部大臣ジャン・ジェイ Jean Zay と協力して民衆演劇の復活と発展に努力した。民衆の演劇への接近を妨げている最大の原因が料金問題にあると考えていたラグランジュは、通常の劇場に対して労働者組織のために特別料金を設定させるとともに、新しい観衆を動員するための画期的な事業の出発点として、ＣＧＴの「民衆劇場」を政府の政策として公式に支援した。ＣＧＴは、ラグランジュの協力をえて、「民衆演劇学校」Conservat oire d'Art dramatique populaire を設立して、児童向けの

33）E.Raude, G.Prouteau, *Le méssage de Léo Lagrange*, Paris,1950, p.43.

34）J.-L.Chappat, *op.cit.*,p.184.

35）J.-L.Chappat, *op.cit.*,p.238.

演劇を上演した。そして、フランス社会党系の「36年５月」Mai 1936運動やジャック・プレヴェールらの「10月グループ」(groupe octobre)が、ラグランジュらの活動を強力に支持した。「工場で、舞台で、民衆の集会のなかで、いたるところで1936年に演劇は上演された[36]」と、いわれている。労働者と知識人層との間の「常に両者を隔ててきた古い壁が除去されたかに見えて、共同の生きた自由な文化が歩みを開始し、民衆に文化を提供し、文化に民衆を提供することが一つの現実となった[37]」と、いわれている。

人民戦線運動を進める諸政党と諸団体の全国中央組織である人民連合全国委員会が、同年春の下院総選挙での勝利を祝賀して大革命記念日の７月14日に、首都パリのナシオン広場で開いた大集会で、首相ブルムは、「社会正義のあらゆる努力、あらゆる前進は、フランスの労働者を共和制と国家に結びつける」と、議会共和制の伝統に底流する民主主義的自由の理念を労働者の組織と運動が再生させる人民戦線運動の理念を、広範な聴衆に訴えた[38]。この政策理念に照応して、労働者教育の発達過程では、ＣＧＴが1931年９月の大会で創設し労働者教育センターの「労働者教育協会」が、32年末からパリで開設したフランス語、歴史、数学、経済学などの講座に加えて、毎週火曜日と金曜日に国営放送を通して、各30分づつ、文学、フランス語、労働運動史のラジオ講座はじめている。ＣＧＴは、地方でもフランス語教育に最大の重点をおく「労働学校」Colléges du Travail を開設して、その数は翌1937年末に120に達している。

ラグランジュの努力によって、1936年６月からルーブル美術館が夜間開館を開始して、翌37年２月から労働者と青年に対して週１度の夜間割引制度も実施した。それらとならんで重要なのは、国立図書館長で首相ブルムの親友であるジュリアン・ジャカンの協力をえて、ラグランジュの官房長で労働史家のエデュアール・ドリアン Edouard Dolléan が主宰して36年７月に発足した「公共読書普及協会」Association pour le dévélopment de la lecture publique が、自動車による「移動図書館」bibliobus の制度を創始し、「地域民衆図書館網」réseau de

36) B.Cacérés, *ibid.*, p.110.

37) *ibid.*,p.114.

38) L.Blum, *op. cit.*,p.303.

bibliothéques populaires régionales を確立して、従来は利用者の大半が都市中間層や学生に限られていた読書を労働者に開放するために画期的な第一歩を開いた役割である[39]。こうした労働者文化の革新を主導した政策理念が、束縛の多い「プロレタリア的」という用語でなく、すべての人たちを包容する「人民的」という用語で表現されたことにも、注目されよう。それは、まさしく労働者文化の革新にとどまらない民衆文化の革新をめざす画期的な表象であった。

3　労働基準改革過程にもつ位置と経営者層

人民戦線ブルム内閣の「余暇の組織化」政策の展開を支えた年次有給休暇制度の創設は、この内閣が成立後ほどなく実現した社会政策の法定諸制度の相次ぐ改革過程の重要な一環に位置していた。さきに書いたように、世界最初の週賃金減額をともなわない週40時間労働制の法的確定と密接に連繋して、団体協約制度に効力拡張規定を導入した団体協約法の改定によって支えられていた。

同年６月22日に公布された週40時間労働法は、1918年の８時間労働法を改定して、工業、商業、官公庁および、職業教育機関や、社会福祉的性格をもつ病院などの公共機関で雇用されているすべての労働者の所定労働時間が、業種別、職種別、企業規模別、性別、年令別にかかわりなく、週40時間を越えてはならず、ただし、鉱山労働者については週38時間40分とすると法定した。そして、法が適用された結果として労働者の生活水準が低下してはならないと規定するものであり、従来は週48時間労働に対して支払われていた賃金額を、新しく法定した週40時間労働に対しても同額で支払うことを法で強制した労働基準保障制度である。法の適用方式は、法定の適用対象産業部門を代表する労使双方の各職業団体に諮問して、国民経済審議会の審議を経て、産業別にデクレで決定する方式であり、この職業別団体諮問方式は、それに続いて公布された団体協約法が定める「最も代表的」な職業団体という当事者資格と連動して、フランスの団体交渉方式と労働時間保障政策の歴史に新しい段階を開かせた。同法の

39）J.Jackson, *ibid.*, p.138.前掲訳書145ページ。

適用は同年11月に炭鉱業、12月に機械金属工業、建設業からはじまって、翌37年４月末までに工業の全部門に適用されていて、同年末までにフランス全土のほとんどすべての産業部門と地域に適用済となっている。

６月24日に公布された団体協約法は、「マティニヨン協定」第１条で、「雇主は団体協約の締結を承認すると」定められた労使双方の合意を法の世界で追認するために、1919年の団体協約法を改定して、団体協約の締結手続きを簡素化し、締結権をもつ両当事者を各産業部門の「最も代表的」な職業団体とするという資格要件を法定して、協約の効力を当該協約の適用対象となる企業が含まれる同一の職業または地域の労使双方のすべてに拡張適用する一般的拘束力の規定を導入した。そして、団体協約の必要記載事項に基づいて、産業別さらに全国一律の最低賃金制の成立を期待した労使関係規制の法定制度であり、労働基準保障の制度的要件であった。その「最も代表的」な職業団体という規定は、社会政策的な含意をもつもので、立法者の意図からすれば、フランスの労働組合運動の最大の全国中央組織であるＣＧＴの組織的力量が担うべき役割に期待して、「マティニヨン協定」の締結と同様な方式で、労働者側と経営者団体全国中央組織であるフランス生産総同盟 Confédération générale de la production française －ＣＧＰＦとの、全国的な労働協約体制の成立を期待する労使関係規制の画期的な同権化政策のはじまりであったと、いえる。

人民戦線ブルム内閣は、同法の施行細則を定めた７月３日労働省デクレによって、労使双方の「最も代表的」な県レベルの職業団体（ＣＧＴ県支部と県商工会議所）から選出された同数の委員で構成され、県知事が統括する県調停労使合同委員会を全県に設置した。団体協約の締結権数は、1935年に38件であったのが、36年６月から９月までの３ヵ月間に700件を越えて、同年末には1123件、翌37年７月15日に4595件へ激増したが、その間に効力拡張を請求した協約件数は37年に700件程度に止まっていて、効力拡張命令を受けた協約件数はさらに少ない。そこには、「マティニヨンへの復讐」をめざした経営者団体の反労働組合活動による障害が少なからず投影していた。従来は大企業経営者の関税や税制など経済問題に活動範囲を限定する全国中央組織であったＣＧＰＦが、1936年８月４日に、中小企業経営者層も含めて統合する経営者運動の総本

部として、「フランス経営者総同盟」Confédération générale du patronat Français ーＣＧＰＦへ改称した。そして、「マティニヨン協定」に調印した穏健派の会長ルネ・デシュマン René-Paul Duchemin が10月９日に引責辞職し、新しく会長に迎えた反労働組合主義的な論説で著名な評論家クロード＝ジョセフ・ジヌー Claude-Joseph Gignoux が、「経営者よ経営者たれ！」と呼び掛けて、その活動の重点を社会・労働問題に転換した40)。それは、周到に準備された「マティニヨンへの復讐」Revanche à la Matignon の熾烈な展開であった。

人民戦線ブルム内閣の「余暇の組織化」政策に対抗する経営者層の余暇対策も、その過程で重要な焦点の一つとなっていた。ラグランジュが会長である非宗派ユース・ホステル・センターもやがて参加した労働スポーツ・体育連盟 Fédération Sportive et Gymnique du Travail の運動に対抗して、改組されたＣＧＰＦの会長ジヌーの恩師で労働者余暇に関する学位論文の指導者として著名な経済史家で元大蔵大臣のジェルマン＝マルタン Louis Henry Germin-Martin を会長として、経営者層の権威と職能の復権をめざす「社会福祉・社会行動委員会」Comité de révoyance et d'Action Sociales が、同年９月中旬に結成されている41)。それは、人民戦線ブルム内閣の「余暇の組織化」政策に対抗して労働者余暇への対策に注目した経営者運動の全国中央機関であった。さらに、家族余暇を重視して中小企業家層のイニシアチブを喚起した「家族手当て中央委員会」Comité Central des Allocations Familialles も、経営者層の失地回復にむけて担った役割が重要である42)。

法定年次有給休暇制度の創設に支えられた人民戦線ブルム内閣の余暇の「組織化政策」のもとで、消費協同組合運動の指導者でＩＬＯの初代事務局長であったアルベール・トマが30年６月に創設していた「全国余暇委員会」Comité National des Loisirs の活動も、元労働大臣で24年から26年にかけて有給休暇法

40) Ingo Kolboom, *La revanche des patrons. Le patronat face au Front populaire*, Paris, 1986,参照。

41) Suzanne Trist, "Le patronat face a la question des loisirs ouvriers;avant 1936 et après", *Le Mouvement Social*, no150, Janvier-mars 1990, pp.53-54.

42) Yves Hellen, "Un probl*me capital:L'organisation dees loisirsen France", *Sciences Politiques*, 11, décembre 1938, pp.562-565.

案を検討した下院労働委員会の委員長であるゴダール Justin　Godart を会長とし、ＣＧＴ書記長レオン・ジュオー Léon Jouhaux が副会長となって、地域社会に基盤をおいてすべての人々を包含する民主的な余暇活動を展開した。しかし、ＣＧＰＦの反労働組合活動が同年秋から熾烈になって、労働争議の長期化を嫌悪する都市中間層や農民層の離反傾向が各地で急速に広がった状況のなかで、消費者物価の暴騰と大量な資本の海外逃避とに制約されて経済過程の回復が容易に進まず、大量な海外逃避資本を還流させるための誘導策として10月１日通貨法で実施された本位貨フランの平価切り下げ政策も失敗する結果に終わって、人民戦線ブルム内閣の前途は、とりわけ経済過程から深刻であった。

10月23日から25日にわたった急進党全国大会では、同年春の下院総選挙でのフランス共産党の大躍進と、「工場占拠」をともなう全国的な大ストライキの経過および、同年７月18日からのスペイン内戦をめぐる同党の対応様式に反発して、「本質的な問題は急進党が人民連合にとどまるか否かである」といわれる左右両派の激突状況までが現われた。やがて首相ブルムは経済過程から累増した致命的な障害に耐えきれなくなって、翌1937年２月13日に組閣後一貫する政策規範であった「人民連合綱領」に準拠する社会・経済政策を「休止」すると声明した。そして、人民戦線ブルム内閣は、財政危機を打開するための財政全権委任法案を上院で急進党右派のジョセフ・カイヨー Joseph Cailloux が率いる財政委員会で度重ねて妨害されて、人民戦線の政党連合の分裂を回避するために同年６月22日に総辞職した。人民戦線運動の衰退過程がすでにはじまっていた。

僅か一年間足らずの「余暇の組織化」政策の実験によって、それが当初に期待していた労働者の新しい思考様式と生活スタイルを一挙に実現できたわけでなく、それ以上に深刻で致命的な障害となったのは、1936年秋からの経済過程の諸困難とヨーロッパの国際関係が破局的に緊張した状況とによる影響であった。そうではあるが、人民戦線ブルム内閣の社会政策の画期的な制度改革によって、生活時間の余暇が富裕な階層の独占物ではなくなったのであり、この時期に開始された「万人のためのヴァカンス」という文化的構想の多くが、第２次世界大戦直後の「解放」期にさらに大規模な形態で再現された。その過程で、

人民戦線運動の時期の担い手たちが人間の尊厳を回復させて擁護するために積極的な役割を果たしている。そして、そこに、1936年6月のフランスの法定年次有給休暇制度の成立過程と、同年夏からの「余暇の組織化」政策との相互の関連が、1930年代の世界経済恐慌期にフランス経済の恐慌局面から脱出する課題にむけて、国内外からのファシズムの脅威に対抗して、第三共和制フランスの議会制民主主義を擁護する人間の尊厳を実現するために、その世界史過程の画期となった歴史的位置と役割の大きさを見ることができよう。

おわりに

法定年次有給休暇制度が各国で担っている役割を拡充する必要は、法定週労働時間の短縮を労働基準保障する社会政策の展開様式の発達過程と連動して、労働者とその家族がゆとりのある生活時間を確保するために必要な「休息と余暇の権利」を保障するために、社会政策の制度改革をめざす公共性の課題である。労働時間と生活時間の厳正で明確な法定区分に基づいて、労働者とその家族がゆとりのある生活時間を確保する必要は、自由で人間らしい潜在能力を開発して、「働きがいのある場」を創出し、経済社会を改革する課題と展望にむけて、社会生活の共同性を自己選択に基づいて実現するために必要不可欠な制度的要件である。そのためには、社会政策の政策主体である国家の役割とはなにかが問われなければならないであろう。もとより、それを規定している現代資本主義の資本蓄積様式に内在する諸矛盾の社会的発現形態との関連を、明確に視野におさめてである。そして、その世界史過程に先駆的な政策経験を表象した例証が、1936年6月のフランスの法定年次有給休暇制度の成立過程が担った役割と、労働者の日常生活過程の不可欠な要素として余暇を組み入れたライフ・スタイルを創造するために、人民戦線ブルム内閣の「余暇の組織化」政策が、労働者文化の革新をめざした課題との相互の関連であった。

前に書いたように、この制度の政府法案は、労働過程で疎外されている労働者の「人格を実現するために」、人間の尊厳を回復させて擁護する政策理念に

基づいていた。そして、それは、法定週労働時間を短縮して雇用機会の拡大と失業者の雇用保障の実現をめざし、それが週賃金減額をともなわないことによって、労働者の賃金の増額を国内市場の活性化にむけて必要な「購買力」として役立てるという、週40時間労働法案がフランス経済の恐慌局面から脱出する課題をめざした経済的目的と相互に不可分離な関連をもっていた。この政策経験が第２次世界大戦後に継承されて、今日でも「ヴァカンスの先進国」と呼ばれるフランスの法定年次有給休暇制度の現状とその発展方向を基礎づけている。1936年６月７日深夜の「マティニヨン協定」の締結が担った歴史的役割の大きさ[43]とならんで、そのためにも注目されなければならない政策経験が、同年６月20日に公布された年次有給休暇法による年次有給休暇制度の実施によって、フランスの社会政策の法定諸制度の展開様式の発達過程に、余暇と労働者文化の「新しい段階」を展望させた歴史的位置の大きさである[44]。

法定年次有給休暇日数が国際比較から見ても著しく低位で、その取得率が年々低下する傾向にある日本の労働者状態については、1991年に通商産業省産業政策局が公表した報告書『ゆとり社会の基本構想』までが、日本には「時間のゆとり、空間のゆとり、所得のゆとり」が欠けていると指摘していることを、念頭におかなければならないであろう。しかも、その現状を制約している「日本型企業社会」の対応様式が、「日本的経営」の再編成過程に照応して各種の規制緩和や「雇用の流動化」などの新自由主義政策を強めさせている。日本経

43）人民戦線ブルム内閣のもとではじまったフランスの労働争議強制仲裁制度の軌跡についての国際的に著名な研究史の古典、Joel Colton, *Compulsory Labor Arbitration in France, 1936-1939,* King's Crown Press, Columbia University, 1951 の著者ジョエル・コルトン博士が、「日本語版への序文」(ノース・カロライナ州ダーハムにて、1998年11月）に、「マティニヨン協定が基礎となった新たな労使関係制度は今日に至るまで存続してきたし、労働者の組合による広範な組織化をもたらした」と書かれている。その訳書に、ジョエル・コルトン著　向井喜典監訳　岩村等・小宮山直子ほか訳『フランス労働争議強制仲裁制度 1936～1939年』大阪経済法科大学出版部 1999年がある。

44）E. Labrouse, Léon Blum et la culture, *La Nouvelle Revue Socialiste,* 1976, No.10-11 p.11には、法廷年次有給休暇制度の創設と「余暇の組織化」政策の展開とによって、フランスの労働者状態の歴史に「余暇と文化から成る新しい文明」が開花した、と書かれている。

済の完全失業率が戦後最悪となった構造的失業が累増している長期不況局面で、大衆消費購買力の急激な低下傾向と重なって、なかでも深刻なのは、超過密長時間労働を基本的な原因とする過労死の広がりであり、さらにそれは、「少子・高齢社会」の地域住民生活の諸相に重大な影響を与えている。社会政策学会第98回大会（1999年５月29日、30日、於、慶応義塾大学三田キャンパス）でも、現代社会政策の研究にとって地域社会の住民生活がもつ位置を重視して、「社会政策における国家と地域」を共通論題とされて、労働者状態と国家政策との関連の把握からの「対象と方法の解放、『非労働力』『非国家政策』を包摂する新たな社会政策学の創出」という構想が基調報告された時期である[45)]。そのためにも、地域社会が住民生活にもつ固有の価値を活かす方向で、真の意味での「ゆとり社会」を創造するために、労働者とその家族の生活を支える法定年次有給休暇制度が担う役割の歴史と現状を、国際比較する視座からも明確に把握することが、社会政策論にとっていま必要な歴史認識の課題であるように思われる。

敬　弔

故小谷義次先生の御霊前に本稿を捧げて、永遠のご冥福を謹んで祈念させていただきたいと思う。大阪経済法科大学で先生から親しくご指導いただいて、イギリスのマルクス経済学者でマンチェスター大学の社会政策学者であるイアン・ゴフ教授の名著、Ian Gough, *The Political Economy of the Welface State,* Macmillan, London, 1979を、イアン・ゴフ著、小谷義次ほか訳『福祉国家の経済学』、大月書店、1992年として、年余にわたって共訳させていただいただけたご芳情なども、心から感謝に耐えない忘れられない思い出である。　　合掌

45）堀内隆司「社会政策における国家と地域－地域社会政策論への試み－」、社会政策学会誌第３号、社会政策学会年報通巻第44集『社会政策における国家と地域』、お茶の水書房、2000年、所収、参照。